

理事会推薦評議員に係る定款施行細則からの抜粋

施行細則（抜粋）

評議員定数、理事会推薦評議員等

第13条 評議員は一般会員より選挙により選出される評議員と理事会の推薦によって選出される評議員とする。

2. 評議員の総定数は、選出を行う前年の11月1日現在の施行細則第4条に定める1年会員を除く一般会員数を基準とし、各専門領域の会員数25名につき1名の割合とする。会員数に25名未満の端数を生じた場合、13名を超えるとき、1名を加える。

3. 理事会推薦評議員の定数は評議員総定数の15%とし、端数を切り捨てる。

【参考】2024年度評議員選挙時の理事会推薦評議員数

A領域：33名 B領域：18名 C領域：4名 計55名

4. 選挙により選出される評議員の任期は、選挙後最初に開催される定時総会の日から任期に対応する年に開催される定時総会の前日までとする。

5. 理事会推薦評議員の選出は、選挙で選ばれた新理事予定者が、定時総会1か月前までに行う。これらの評議員の任期は、選出後最初に開催される定時総会の日から任期に対応する年に開催される定時総会の前日までとする。

6. 理事会推薦評議員は会員数の地域差を考慮して、適正に配置する。

7. 選挙により選出される評議員の定数が満たない場合は、選挙によって選ばれた新理事予定者が、定時総会1か月前までに欠員を補充する。

評議員選挙及び評議員の業務について

I. 評議員選挙

定款及び施行細則より、評議員や評議員選挙に係る条文を抽出しています。定款及び施行細則は、下記 URL から全文を確認していただくことができます。

<https://www.jspnm.jp/uploads/files/about/rules20240713.pdf>

(1) 定款

① 評議員の職務

第25条 評議員は総会を組織し、この定款に定める他に、本法人の各種委員会活動に参加する。

② 総会の機能

第39条 総会は、本法人の最高議決機関として、この定款に定めるものの他、会務について理事長の諮問に応じて評議し、本法人の運営に関する事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 定款の変更に関する事項
- (4) 役員の選任及び解任に関する事項
- (5) その他、本会の運営に関する重要事項で、総会において審議することが必要と理事会において認められた事項

③ 総会の開催

第40条 定時総会は、毎年1回、定例学術集会時に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長若しくは理事会が必要と認めたとき。
- (2) 評議員現在数の5分の1以上から会議の目的事項及び招集の理由を記載した書面によって開催の請求があったとき。

④ 総会の議決権

第43条 総会において、評議員は一人一個の議決権を有する。

II. 評議員の責務

1. 総会への出席

③及び④に記載されているように、会員の代表として総会に出席し、事業計画及び収支予算に関する決議や定款の改訂等、学会の根幹にかかわる審議を行っていただきます

2. 機関誌に投稿された論文の査読

評議員選挙後、全評議員に査読可能なカテゴリー調査を行い、投稿された論文の査読を2名1組で行っていただきます

3. 専門医及び更新試験問題の作成

専門医試験及び更新試験の一般問題（共通問題を含む）と長文問題の作問依頼を、1月末ごろ行います